

＜博物館法施行規則 令和5年4月1日施行＞

(資格認定の施行期日等)

第四条 資格認定は、**少なくとも二年に一回**、文部科学大臣が行う。

博物館法改正により、学芸員資格認定は、少なくとも2年に1回に変更されたところ。

資格認定は、あくまでも大学における学修を補完するものであり、現在では、学芸員養成課程を開講する大学は約300カ所に増え、多様な資格取得の機会があること、放送大学等における科目履修や通信大学等、代替手段が整っていることから、令和6年度以降は、少なくとも2年に1回の実施とする。

実施方法は、各年度に試験認定又は審査認定を実施することで、認定の機会を確保できることから、以下の通り実施する。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
試験認定	○	○		○	
審査認定	○		○		○

※令和5年度は資格認定を実施済み
※令和10年度以降はこの繰り返し
※隔年を基本とするが、必要に応じて実施を見直し